

(共通)申請方法について

NO	質問内容	回答
1	申請書の送付先を教えてください。	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 「横浜市医療局がん・疾病対策課 妊よう性温存治療費等助成担当宛て」に郵送してください。
2	申請様式は、どこで手に入りますか。	カウンセリング・妊よう性温存治療を受けた医療機関または、横浜市HPからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、ご連絡ください。
3	対象者が未成年だが、対象者本人が申請してもよいか。	対象者が未成年の場合は、対象者本人の申請はできません。できる限り本人も説明を受けたいうえで、保護者等法定代理人が申請してください。
4	申請者は、誰でもよいのですか。	申請者は、助成対象者本人となります。ただし、対象者が未成年の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、保護者等法定代理人が申請してください。
5	申請時に添付した書類の原本はどのようにしたらいいか。	支払日の属する年度の翌年度から5年間は、ご自身で保管をお願いします。
6	カウンセリング料、凍結保存の継続に要する費用のどちらかだけの申請も可能か。	カウンセリング料は、妊よう性温存治療を実施しなかった場合が対象となるため、どちらも申請されることは想定しておりません。
7	領収書が旧姓となっているが、手続きは必要か。	問題はありません。申請書の「その他連絡事項」に苗字が変わった旨を記載してください。なお、申請は、申請日時点の名前で行ってください。
8	領収書と診療明細書どちらかの添付でよいか。	カウンセリングに要する費用の額、凍結保存の継続に要する費用の額を証明する書類としてどちらも添付が必要です。
9	領収書及び診療明細書を紛失してしまいました。どのようにしたらよいですか。	領収書及び診療明細書の添付は、必須となります。医療機関に支出証明書（様式は任意）を作成してもらってください。なお、文書作成料が発生しますが、作成料は助成金の対象外です。
10	助成対象者が亡くなった場合でも申請はできますか。	助成対象者本人が申請する必要があるため、亡くなった場合は申請することはできません。